

7 教保第 426 号  
令和 7 年 5 月 2 日

一般社団法人京都府薬剤師会会長 様

京都府教育委員会  
教育長 前川 明範

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準  
を定める政令の一部を改正する政令等の施行について(通知)

別添のとおり、文部科学省初等中等教育局長から通知がありましたのでお知らせします。

指導部保健体育課  
保健給食係 中川  
TEL(075)414-5874 FAX(075)414-5863  
E-mail: j-nakagawa37@pref.kyoto.lg.jp